

区、町内会、自治会等 対象

令和8年度版

防犯カメラ維持管理費補助金

皆さんの安全なまちを支えるため
防犯カメラの維持管理を支援します



防犯カメラは定期的な保守・点検等の維持管理が必要です。適切な維持管理が行われることにより、将来に渡って適正な稼働を維持するとともに、住民の防犯意識の高揚と安心感の醸成にもつながります。

【お問い合わせ・お申し込み】

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 総務部市民安全課 安全なまちづくり担当

電話：(0568) 85-6064 メール：anzen@city.kasugai.lg.jp

春日井市防犯カメラ維持管理費補助事業

春日井市では、犯罪の抑止や地域防犯力の向上を目的に、地域などによる防犯カメラの設置に対する補助を行っていますが、その設置効果をより一層高めるため、設置された防犯カメラを適切に稼働させるための維持管理費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

○対象団体

- (1) 市に届出されている区、町内会又は自治会
- (2) その他市長が認める団体

○補助要件

次の要件すべてを満たすことが必要です。

- (1) 街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、主に道路、公園、その他不特定多数の者が利用又は通行する場所や駐車場を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えていること
- (2) 設置後（移設した場合は当初の場所への設置後）1年以上が経過していること
- (3) 団体において運用要領を策定していること
- (4) 撮影対象区域内の住民等の同意を得て設置されていること
- (5) 設置場所を借用等している場合には地権者の同意や許可を得ていること

○補助対象経費

防犯カメラの維持管理費のうち、保守点検費（当該年度に係る経費に限る。）
※維持管理費：保守点検費、電気代、使用料等の維持費及び修繕費をいい、防犯カメラ本体の取替費及び移設工事に要する費用を除く。

○補助金の額

防犯カメラの維持管理に必要な費用の2分の1、かつ、1台あたり年間5,000円が上限です。

また、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。 ※補助金の交付申請は、年度内1回限りです。

○提出先

春日井市役所4階 市民安全課 ※郵送・メールによる提出可

○申し込み期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで（必着）

○その他

防犯カメラの設置・運用については、「春日井市公共的団体による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参照してください。

防犯カメラは定期的な保守・点検等の維持管理が必要です。適切な維持管理が行われることにより、将来に渡って適正な稼働を維持するとともに、住民の防犯意識の高揚と安心感の醸成にもつながります。

○補助金申請手続きの流れ

1 保守点検を実施

2 補助金交付申請

所定の申請書兼請求書に次の書類を添えて、申請してください。

- (1) 保守点検実施報告書
- (2) 保守点検に係る領収書及び明細書等の写し
- (3) 保守点検結果が分かる書類の写し
- (4) 保守点検を行った防犯カメラの設置場所が分かるもの（防犯カメラを移設したことがある場合は、移設前の場所が分かるものを含む）
- (5) 前年度中に設置した防犯カメラについては、工事完了報告の写し等設置年月日の分かるもの
- (6) 保守点検を行った防犯カメラの設置状況がわかる現況写真
- (7) 保守点検を行った防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (8) 団体において策定した防犯カメラの運用要領
- (9) その他（上記の提出が困難な場合や、必要事項の確認ができない場合は、その他の書類を提出していただく場合があります。）

※（2）～（8）は所定の様式はありませんので、任意の様式でかまいません。

※ 市の補助金を受けて設置した防犯カメラ・前年度までに維持管理費補助金の交付を受けた防犯カメラは、（6）～（8）は省略できます。

補助金の交付申請は、年度内1回限りです。

3 審査・交付決定

申請内容の審査等を行い、適当と判断された場合は、補助金の交付決定を行います。

4 補助金の交付

交付決定した内容に基づき、補助金を交付します。

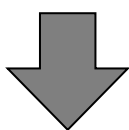
補助金の申請から交付までの流れ

団体で防犯カメラの保守点検を実施

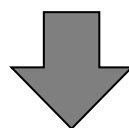
① 補助金申請（令和9年3月31日（水）必着）

※ 年度内に点検を実施した場合でも、点検費用の支払いが4月以降の場合は対象となりませんので、点検実施だけでなく必ず支払までを3月末までに完了してください。

所定の申請書兼請求書に添付書類を添えて市民安全課に提出



審査・交付決定



■添付書類■

- (1) 保守点検実施報告書
- (2) 保守点検に係る領収書及び明細書等の写し
- (3) 保守点検結果が分かる書類の写し
- (4) 保守点検を行った防犯カメラの設置場所が分かるもの（防犯カメラを移設したことがある場合は、移設前の場所が分かるものを含む）
- (5) 前年度中に設置した防犯カメラについては、工事完了報告の写し等設置年月日の分かるもの
- (6) 保守点検を行った防犯カメラの設置状況がわかる現況写真
- (7) 保守点検を行った防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (8) 団体において策定した防犯カメラの運用要領
- (9) そのほか市長が必要と認める書類

※ 春日井市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ及び前年度までに維持管理費補助金の交付を受けて保守点検を実施した防犯カメラ（各補助金の交付後に当該防犯カメラを移設した場合を除く。）については、(6)から(8)までの書類の添付を省略することができます。

② 補助金の交付